

## 労務管理ひと口知識～自己研鑽のあり方～

[文責]労務管理アドバイザー  
佐藤 礼二郎

現在、厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」にて、医師の研鑽と労働時間に関する考え方について議論されております。

労働時間とは、「使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる」とされています(労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置によるガイドラインによる)。

つまり、業務上義務付けられている研鑽、使用者や上司の指示による業務に必要な自己研鑽を行った時間は労働時間になります。

一方、自発的で、自分の判断で終了することができる研鑽であれば、労働時間に該当しない自己研鑽となる可能性があります(ただし、実態を踏まえ個別に判断する必要があります)。

特に医師においては、職業倫理に基づき医療水準の維持・向上のための自己研鑽を行うなど、業務上必要な研鑽と自発的な研鑽の線引きが難しく、長時間労働にならざるを得ません。

長時間労働の是正とともに医師の研鑽意欲を削がず、適切な形で研鑽が実施できるような労働時間管理のあり方を検討する必要があります。

働き方改革シリーズ

## 医師の負担を減らすためには・・・

厚生労働省の「医師の働き方に関する検討会」では、医師の長時間労働を是正するための取組みとして、以下のものを挙げています。

### ①医師事務作業補助者等の活用によるタスクシフティング

医師業務の一部を、看護師や医師事務作業補助者(ドクターズクラーク)等に任せて、医師の負担を減らします。

導入例:初療時の予診、検査手順の説明や入院の説明、診断書等の代行入力 など

### ②ICT活用

電子カルテ、電子処方箋、テレビ会議などを活用し、書類作成や移動にかかる時間を削減します。

### ③業務の見直し・改善

業務の手順や方法に無駄がないか、重複している業務はないかなどを確認し、改善につなげて、業務効率を高めます。

これらの取り組みは、互いに関連しあっています。

1つに偏るのではなく、バランスよく取り組んでいくこと、また、医師だけでなく看護師などの医療に携わる職員が主体となって取り組んでもらうことが大切です。

本センターは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っていますので、ご相談ください。※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。